

地域健康増進促進事業公募要綱

1 目的

平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略のアクションプランの1つである戦略市場創造プランにおいては、国民の「健康寿命」の延伸をテーマに、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりのための当面の主要施策として、「自治体や企業による市民や社員の健康づくりに関するモデル的な取組を横展開し、個人や企業の『健康意識』及び『動機付け』の醸成・向上を図る」こととしている。

健康日本21（第二次）の基本的な方向として掲げている生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底に関し、自治体などの創意工夫による優れた取組、例えば、地域のソーシャルキャピタルやICT技術を活用するなどによる健康増進の取組を支援し、その取組内容を公表し、横展開を図るとともに、健康づくり事業の費用対効果を検証したデータが少ないという課題に対する解決策の一助としながら、健康格差の縮小をめざすことを目的とする。

2 補助対象事業

(1) 実施主体及び実施対象

この事業の実施主体は、市町村、特別区及び民間団体（※）（以下、市町村等という）とする。民間団体については、一つ又は複数の自治体と連携して、その自治体の住民に対して事業を行う。

（※）公益又は一般法人の法人格を有する団体及び民間企業

(2) 事業内容

ア 次の全ての要件を満たす事業であること。

（ア） 実施主体の自由な発想と、地域の特色や特性に沿った、独創性のある事業であること。

（例）

- a. 従来アプローチできなかった住民（国保以外の被保険者等）にもアプローチができる。
- b. 「いつでも」データをチェックできることで、それらのデータを集計・分析し、効果的な取組ができる。
- c. 日々の改善状況を適時把握できることで、適切な保健指導内容の見直しができる。

など

(イ) 事業の実施にあたっては、実施地域の自治体管理栄養士、保健師、薬剤師及び関係機関・団体、民間産業等と連携を図ること。

(例)

a. コンビニエンスストアやスーパーマーケット等を活用した効果的な栄養指導・保健指導を展開する。

b. スポーツジムやフィットネスクラブ等を活用した効果的な栄養指導・保健指導を展開する。

c. 薬局等を活用した効果的な栄養指導、保健指導を展開する。

など

(ウ) 事業終了後、結果について適正に分析・評価を行い、報告すること。

(エ) 本事業により収入が発生した場合には、国庫に納入すること。

イ 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

(ア) 本補助対象事業の50%以上を外部委託するものや、企画段階から外部委託するもの、第三者への資金交付を目的とした事業。

(イ) 財務諸表等の会計書類から団体の経営状況に深刻な問題があると判断される場合。

(ウ) 複数の団体が連名で応募する場合。

(3) 実施期間

平成26年度内に事業を完了すること。

3 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫補助（負担金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は計画所要額を下回ることもあるので留意すること。

対象経費については、採択の決定日から、平成27年3月末日までの間に支出された賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託料とする。

※賃金：本事業に必要な臨時雇用をするための費用

※需用費：消耗品費、会議費、印刷製本費 等

※役務費：通信運搬費、保険料 等

なお、備品費は支出不可とする。

4 留意事項

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から、他の補助金を控除した額を上限とすること。
- (5) 事業の成果や経過は、公開して他の自治体へ横展開することを目的としているため、費用負担を含め継続性のある事業であることが望ましいこと。

5 応募方法

1 団体 1 事業のみの応募とする。

(1) 提出書類

ア 地域健康増進促進事業計画書

様式 1 に必要事項を記入の上、以下の文書を添付すること。

(ア) 法人概要（様式 2） ※自治体は提出不要

(イ) 本事業の基礎となる事業概要（提出任意、様式任意）

※ 本事業を行うに当たって、基礎とする事業の有無、該当がある場合については、事業規模や概要について記載すること。

(ウ) 事業実施計画書（様式 3）

※ 「⑧事業を実施することにより期待される効果」欄は、具体的な評価指標（できるだけ数値で）について記入すること。

(エ) 支出予定額内訳（様式 4）

イ その他

所管官庁に提出している定款（寄附行為）、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。

また、提出書類は 5（1）アの書類も含め原則としてすべて A 4 コピー用紙両面刷りによること。

(2) 提出先・提出部数

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下、厚生労働省という。）に、5（1）の書類を平成26年5月2日までに10部提出すること。

6 採択方法

採択にあたっては、厚生労働省に設置する本事業に関する評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が採択者を決定する。

審査に当たっては、原則として書面審査により行うこととするが、評価委員会が必要と認める場合には、ヒアリング等による審査を行うこととする。

審査は平成26年5月頃を予定しているが、ヒアリング等に要する旅費等については補助対象としないので注意すること。

この他、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

7 交付申請

採択決定の通知を受理した市町村等は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

8 事業実績報告

国庫補助の対象となった市町村等は、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は翌年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働省に提出すること。

また、本事業を実施した市町村等に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがあるほか、事業完了後に事業の詳細な報告を求めることがある。

9 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課健康指導係

10 本事業にかかる照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課健康指導係

TEL : 03-5253-1111 (内2971)

FAX : 03-3503-8563